

水道料金の値上げ

質問Ⅱ引き上げを抑えるのに法定外繰り入れは
答弁Ⅱ水道事業は独立採算制・受益者負担が原則



山崎 きよ 議員

これまで町は県内でも安い水道料金を続けてきた。今回、色々な努力をしてきた上で、どうしても必要であれば住民の理解を得て値上げもありうる。しかし、今回の30%という上げ幅は大きすぎる。

水道法第1条「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り」第2条「水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないもの」とあるように独立採算制だから赤字になれば値上げ、という単純で機械的なものではない。国も自然的条件から高料金

にしないための繰り出しを認め、財政措置をしている。独立採算制だけでは成り立たないことを認めただけだ。

平成34年度に再度料金見直しする際に法定外繰り入れができないか。

尾崎上下水道課長

水道事業は地方公営企業法により独立採算制が原則となっている。赤字分の補てんの繰り入れを行うと、町全体の財政を圧迫し、他のサービスの低下を招くことから慎重であるべきだ。水道水を供給する費用は受益者負担が本来の姿である。

山崎議員

水道事業経営審議会の中でも、滞納が出るのではという不安の声があった。いの町水道事業給水条例には、漏水の減免規定はある

が、福祉減免はない。生活保護世帯・障がい者世帯などの減免はできないか。

尾崎上下水道課長

水道料金については利用者が使った分を公平に負担することが原則である。一括して支払うことが困難な場合は分納ということもできる。受益者負担の観点からも公平な費用負担をお願いする。

剪定枝・草の堆肥化 環境ボックスの普及

山崎議員

家庭で出た生垣の剪定枝や庭の草引きの草は、可燃ごみ袋に入れて収集日に出しているが、家庭のごみ袋代も増え、町の燃やすごみも増える。これを燃やすのではなく、堆肥にするなど再利用できないか。

町内には間伐材で作った環境ボックスに枝や草を入れて自然発酵させて堆肥にする取り組みをしている地

区や団体がある。

西村環境課長

剪定枝・草については可燃ごみでお願いしている。袋に入らない大きな枝は粗大ごみで出してもらい、木質燃料などに再利用している。

環境ボックスについては町内での実践も承知しているが「自然分解でかなりの期間を要する」「大きな容量・設置スペースが必要」「地域の自主的な管理が必要」などの課題があるため、今後研究していきたい。



環境ボックス

生活保護基準の引き下げで就学援助制度の基準を切り下げるな

山崎議員

平成30年10月からの生活保護基準の見直しに伴い、文部科学省から県教育委員会に通知が出された。

「国は生活保護基準額が減額となる場合には、できる限りその影響が及ばないよう対応する。市町村の標準要保護者に対する就学援助についてその趣旨を理解して判断せよ」という旨の通知だ。

藤岡教育長

町としても国と同様の対応をしていきたい。

平成31年度以降は、厚生労働省が定める基準に基づいて算定し認定を行う方向で考えている。